

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月20日

【会社名】 クレディ・アグリコル・エス・エー
(Crédit Agricole S.A.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者
ジャン - ポール・シフレ
(Jean-Paul CHIFFLET, Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス、セデックス、モンルージュ、92127、
合衆国広場 12番地
(12, place des États-Unis 92127 Montrouge Cedex France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 綱島 康介

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1189
03-6888-5682

【届出の対象とした募集
有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)
224億円
クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)
120億円
クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)
135億円
クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債
(2013)
159億円
クレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債
(2013)
15億円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月4日付で提出した有価証券届出書（平成25年6月14日付および平成25年6月19日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち、利率および発行価額の総額をはじめとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、関係事項を下記のとおり訂正するとともに、その添付書類として元引受契約証書（1件）および財務代理契約証書（5件）を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 社債（短期社債を除く。）の募集
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

(訂正前)

<第1回円貨社債>

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	(未定) (年0.30%~0.90% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日 (ただし、最終の利払日は 2015年6月26日)(注4)	償還期限	2015年6月26日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

<第2回円貨社債>

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)(注1)		
----	-----------------------------------	--	--

記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	(未定) (年0.40%~1.00% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日(注4)	償還期限	2016年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第3回円貨社債 >

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	(未定) (年0.60%~1.20% を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月27日および 12月27日(注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし

申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第1回変動利付円貨社債 >

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートに年率0.30%~0.50%を加えた利率を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日(注4)	償還期限	2016年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定される有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 第2回変動利付円貨社債 >

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートに年率0.40%~0.60%を加えた利率を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日(注4)	償還期限	2018年6月27日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日(注6)	払込期日	2013年6月27日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件

決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

引受人

< 第1回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2013年6月20日(予定)に調印される元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。左記以外の元引受けの条件は、未定であるが、本社債の条件決定日に、発行条件の決定とともに決定される予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		5,000(予定)	

< 第2回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、ない。	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い、共同主幹 事会社により連 帯して買取引受 けされ、一般に 募集される。左 記以外の元引受 けの条件は、未 定であるが、本 社債の条件決定 日に、発行条件 の決定とともに 決定される予定 である。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		5,000(予定)	

< 第3回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額はない。	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い、共同主幹 事会社により連 帯して買取引受 けされ、一般に 募集される。左 記以外の元引受 けの条件は、未 定であるが、本 社債の条件決定 日に、発行条件 の決定とともに 決定される予定 である。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		5,000(予定)	

< 第1回変動利付円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額はない。	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い、共同主幹 事会社により連 帯して買取引受 けされ、一般に 募集される。左 記以外の元引受 けの条件は、未 定であるが、本 社債の条件決定 日に、発行条件 の決定とともに 決定される予定 である。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		5,000(予定)	

< 第2回変動利付円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い、共同主幹 事会社により連 帯して買取引受 けされ、一般に 募集される。左 記以外の元引受 けの条件は、未 定であるが、本 社債の条件決定 日に、発行条件 の決定とともに 決定される予定 である。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		5,000(予定)	

財務代理人とその職務

< 第1回円貨社債 >

< 第2回円貨社債 >

< 第3回円貨社債 >

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2013年6月20日付(予定)の財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

< 第1回変動利付円貨社債 >

< 第2回変動利付円貨社債 >

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2013年6月20日付(予定)の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

利息支払の方法

< 中略 >

< 第1回変動利付円貨社債 >

(1)

< 中略 >

(b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 利率基準日(以下に定義する。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日から2ロンドン営業日(以下に定義する。)前の日(最初の利息期間については、2013年6月25日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフアード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

< 中略 >

(ii) いずれかの利率基準日の午前11時(ロンドン時間)に、上記オフアード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行(以下に定義する。)の東京の主たる店舗(もしあれば)に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時(ロンドン時間)頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオフアード・レート(年率で表示する。)を発行会社に提示するよう要請する。この場合、

(x) 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オフアード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オフアード・レート(そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。)の算術平均値(必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。

(y) 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オフアード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オフアード・レートの算術平均値(必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。

(z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オフアード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオフアード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフアード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日(もしあれば)以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

< 中略 >

< 第2回変動利付円貨社債 >

(1)

< 中略 >

- (b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。
- (i) 利率基準日(以下に定義する。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日から2ロンドン営業日(以下に定義する。)前の日(最初の利息期間については、2013年6月25日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

< 中略 >

- (ii) いずれかの利率基準日の午前11時(ロンドン時間)に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行(以下に定義する。)の東京の主たる店舗(もしあれば)に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時(ロンドン時間)頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート(年率で表示する。)を発行会社に提示するよう要請する。この場合、
- (x) 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート(そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。)の算術平均値(必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。
- (y) 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値(必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率(未定)%を加算した率とする。
- (z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日(もしあれば)以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

< 後略 >

(訂正後)

< 第1回円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第1回円貨社債(2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	224億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	224億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	年0.607%
利払日	毎年6月27日および 12月27日 (ただし、最終の利払日は 2015年6月26日)	償還期限	2015年6月26日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日	払込期日	2013年6月27日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。) (以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

< 第2回円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第2回円貨社債(2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	120億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	120億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	年0.712%
利払日	毎年6月27日および 12月27日	償還期限	2016年6月27日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日	払込期日	2013年6月27日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

< 第3回円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第3回円貨社債(2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	135億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	135億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	年0.940%
利払日	毎年6月27日および 12月27日	償還期限	2018年6月27日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日	払込期日	2013年6月27日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

< 第1回変動利付円貨社債 >

銘 柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第1回変動利付円貨社債(2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	159億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	159億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利 率(%)	ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートに年率0.45%を加えた利率
利払日	毎年3月27日、 6月27日、9月27日 および12月27日	償還期限	2016年6月27日

募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日	払込期日	2013年6月27日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

<第2回変動利付円貨社債>

銘柄	クレディ・アグリコル・エス・エー第2回変動利付円貨社債(2013)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	15億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	15億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートに年率0.50%を加えた利率
利払日	毎年3月27日、6月27日、9月27日および12月27日	償還期限	2018年6月27日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月20日	払込期日	2013年6月27日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

<中略>

引受人

<第1回円貨社債>

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日に調 印された元引受 契約に従い、共 同主幹事会社に より連帯して買 取引受けされ、 一般に募集され る。 <u>共同主幹事 会社に対して支 払われる本社債 の幹事、引受け および販売に係 る手数料の合計 は、本社債の総 額の0.25%に相 当する金額であ る。</u>
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合 計		22,400	

< 第2回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、 共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日に調 印された元引受 契約に従い、共 同主幹事会社 により連帯して買 取引受けされ、 一般に募集され る。 <u>共同主幹事 会社に対して支 払われる本社債 の幹事、引受け および販売に係 る手数料の合計 は、本社債の総 額の0.25%に相 当する金額であ る。</u>
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		12,000	

< 第3回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日に調 印された元引受 契約に従い、共 同主幹事会社 により連帯して買 取引受けされ、 一般に募集され る。 <u>共同主幹事 会社に対して支 払われる本社債 の幹事、引受け および販売に係 る手数料の合計 は、本社債の総 額の0.30%に相 当する金額であ る。</u>
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		13,500	

< 第1回変動利付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日に調 印された元引受 契約に従い、共 同主幹事会社に より連帯して買 取引受けされ、 一般に募集され る。 <u>共同主幹事 会社に対して支 払われる本社債 の幹事、引受け および販売に係 る手数料の合計 は、本社債の総 額の0.25%に相 当する金額であ る。</u>
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		15,900	

< 第2回変動利付円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受けの条件
会社名	住所		
クレディ・アグリコル証券会社 東京支店	東京都港区東新橋 一丁目9番2号	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は <u>ない</u> 。	本社債の発行総 額は、発行会社 と共同主幹事会 社との間で2013 年6月20日に調 印された元引受 契約に従い、共 同主幹事会社に より連帯して買 取引受けされ、 一般に募集され る。 <u>共同主幹事 会社に対して支 払われる本社債 の幹事、引受け および販売に係 る手数料の合計 は、本社債の総 額の0.30%に相 当する金額であ る。</u>
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号		
合計		1,500	

財務代理人とその職務

< 第1回円貨社債 >

< 第2回円貨社債 >

< 第3回円貨社債 >

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2013年6月20日付の財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

< 第1回変動利付円貨社債 >

< 第2回変動利付円貨社債 >

< 中略 >

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2013年6月20日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

利息支払の方法

< 中略 >

< 第1回変動利付円貨社債 >

(1)

< 中略 >

- (b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。
- (i) 利率基準日(以下に定義する。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日から2ロンドン営業日(以下に定義する。)前の日(最初の利息期間については、2013年6月25日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフアード・レートに年率0.45%を加算した率とする。

< 中略 >

- (ii) いずれかの利率基準日の午前11時(ロンドン時間)に、上記オフアード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行(以下に定義する。)の東京の主たる店舗(もしあれば)に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時(ロンドン時間)頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオフアード・レート(年率で表示する。)を発行会社に提示するよう要請する。この場合、
- (x) 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オフアード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オフアード・レート(そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。)の算術平均値(必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率0.45%を加算した率とする。
- (y) 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オフアード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オフアード・レートの算術平均値(必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。)に年率0.45%を加算した率とする。
- (z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オフアード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオフアード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日(当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフアード・レートに年率0.45%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日(もしあれば)以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

< 中略 >

< 第2回変動利付円貨社債 >

(1)

< 中略 >

- (b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。
- (i) 利率基準日（以下に定義する。）の翌東京営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日から2ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（最初の利息期間については、2013年6月25日）（それぞれの日を、以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁（以下に定義する。）に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率0.50%を加算した率とする。

< 中略 >

- (ii) いずれかの利率基準日の午前11時（ロンドン時間）に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行（以下に定義する。）の東京の主たる店舗（もしあれば）に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時（ロンドン時間）頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の3か月預金のオファード・レート（年率で表示する。）を発行会社に提示するよう要請する。この場合、
- (x) 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート（そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。）の算術平均値（必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）に年率0.50%を加算した率とする。
- (y) 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値（必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）に年率0.50%を加算した率とする。
- (z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率0.50%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日（もしあれば）以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

< 後略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
250億円(予定)(注1)	(未定)(注2)	(未定)(注2)

(注1) 第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債、第1回変動利付円貨社債および第2回変動利付円貨社債の合計金額である。当該金額は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(注2) 未定事項は、2013年6月中旬頃に決定される予定である。

(訂正後)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
653億円(注)	1億7,075万円	651億2,925万円

(注) 第1回円貨社債、第2回円貨社債、第3回円貨社債、第1回変動利付円貨社債および第2回変動利付円貨社債の合計金額である。